平成２７年（フ）第６９６０号
東京都江東区東陽２丁目２－５－803
破産者　栗原　広樹
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０１９号
東京都渋谷区円山町15番地14
破産者　有限会社バッヂ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０２０号
神奈川県座間市立野台３丁目27―12
破産者　城　　義一
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０３７号
東京都大田区千鳥１丁目20―７―108
破産者　横須賀光江
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０７７号
東京都荒川区東尾久３丁目26番５号―502
破産者　株式会社クレイブ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６６１号
東京都世田谷区代沢５丁目２―14―202
破産者　竹ケ原将之
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７４２号
東京都新宿区住吉町２―18―405
破産者　高橋惠美子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７５３号
埼玉県草加市花栗３丁目27―34　ウハラハイツＢ―202、開始決定時の住所東京都墨田区緑１丁目５－５　青木石油商事㈱緑寮
破産者　木村　好希
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７９７号
東京都杉並区堀ノ内１丁目２―10―406
破産者　石川　茂一
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３０号
東京都杉並区永福３丁目37―14、開始決定時の住所東京都杉並区久我山５丁目22―３
破産者　依田　裕二
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７４号
東京都板橋区徳丸８丁目14番20―908号
破産者　株式会社大南
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７５号
千葉県市川市北方町４丁目2338　サンライズ・サンビレッジＢ204
破産者　松山淑子こと　金　　世淑
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６７６号
千葉県市川市北方町４丁目2338　サンライズ・サンビレッジＢ204
破産者　松山秀三こと　李　　南秀
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１９５号
東京都八王子市下柚木２丁目16―１―102
破産者　平沼　　大（旧姓植木）
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４６８号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目14―５　ＬａＦｏｒｔⅡ301
破産者　木下　大輔
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６６６号
東京都多摩市鶴牧２丁目24―10―405、開始決定時の住所東京都多摩市諏訪３丁目14―２―302
破産者　小島　洋之
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０２９号
東京都江東区東砂３丁目26―１―503
破産者　天羽　美樹（旧姓中田）
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１９７号
埼玉県桶川市泉１丁目２番12号
破産者　株式会社エスティー
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１９８号
栃木県大田原市寒井1917―172
破産者　田中　眞一
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３３１号
東京都大田区鵜の木３丁目19―１―213
破産者　赤尾　拓朗
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３７９号
東京都板橋区赤塚新町２丁目13―14―103
破産者　中村　昭廣
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３８８号
東京都新宿区山吹町359番地
破産者　株式会社ニチリン
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部